

令和8年度 高松市学校給食調理場廃食用油売払い 仕様書

1 目的

学校給食調理場から排出される廃食用油を、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用に供するため売り払うもの。

2 回収箇所

別紙のとおり。

3 回収日時及び回数

回収箇所において発生する廃食用油の量が異なるため、各回収箇所との協議により随時行う。

回収日時は、原則各回収箇所が指定する日時とし、指定する日時に回収できない場合は、各回収箇所から買主へ連絡した日から3営業日以内に回収すること。回収日時については、各回収箇所から買主へ電話等により連絡する。なお、回収日時は日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日を除く日の午前9時00分から午後4時30分までとする。

(目安として、月に1、2回程度回収する。1箇月当たりの回収回数及び回収量の詳細は別紙のとおり)

4 回収・運搬方法及び環境配慮事項

- (1) 売主は、回収箇所において立会いの下、買主に廃食用油を全量引渡す。
- (2) 買主は、引渡しを受けた廃食用油を計量器具等で計量し、kg単位の引渡し量を記載した引渡票を売主に渡すこと。この際の計量器具等、引渡票は買主が用意すること。
- (3) 高松市朝日新町学校給食センター及び高松市六条町学校給食センター（以下、給食センターという。）については、タンク車等、給食センター内に設置している廃食用油保管タンクから、車両に設置したタンクへ廃食用油を吸引する動力源を持ち、かつ、廃食用油の回収量を検量できる車両により回収すること。廃食用油抜き取り口の形状を事前に確認のうえ、対応すること。
- (4) 回収量が積載量を超えないよう注意すること。
- (5) 買主は廃食用油の回収・運搬に当たっては、廃食用油が飛散し、流出し、悪臭が漏れることがないように厳重に注意するとともに、周辺環境への悪影響を及ぼさないよう十分配慮するものとする。
- (6) 回収や再資源化の際に生じる残渣や容器は、買主が適正に処理すること。

5 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 売却予定数量（年間）

第1地区 約17t

第2地区 約21t

第3地区 約20t

第4地区 約6t

なお、予定数量は過去の実績を基に設定したものであり、実際の引渡重量を保証するものではない。

7 検量報告

買主は回収箇所において廃食用油をその都度検量し、5月から9月分については10月10日までに、10月から翌3月分については、翌4月10日までに売主に各回収箇所の回収量を報告すること。

8 検量単位

検量単位はkgとし、小数点以下を切り捨てるものとする。

9 売払い代金の納付方法

売主は、各回収箇所から報告を受けた数量と、買主から報告を受けた数量を確認し、確認後の数量にkg単位の契約単価を乗じて得た額についての納入通知書を買主に対し送付し、請求するものとする。

なお、買主は、売主が発行する納入通知書により指定する期日までに支払うこと。

10 再生利用に供したことの報告

買主は、回収した廃食用油を再生利用に供したことを産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により売主に報告すること。

11 法令等遵守

買主は、本業務を行うにあたって関係法令等を遵守し、適正に業務を行うこと。

12 市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

(2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

(3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

(4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起らないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところ

により最低賃金額以上の額を支払うこと。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

13 その他

(1) 契約金額には、回収箇所からの積込・搬出費用、保管、引渡等に係るすべての費用を含むものとする。

(2) 売主は、引渡しまでの間、廃食用油を一斗缶等で適切に保管し、一斗缶等で保管している廃食用油を引き渡す際は、一斗缶等の容器ごと引き渡すこととする。なお、給食センターは、廃食用油保管タンクから回収するため、容器の引き渡しはしない。

(3) 契約履行に際しては、売主の指示に従い、定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、双方協議して定めるものとする。